

1. 会合名	「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」(第17回)議事要旨
2. 日時	平成30年6月12日(火)午後3時30分～午後5時00分
3. 議案	<p>1. 民法(債権法)及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響の確認・検討について</p> <p>2. 自社株式対価 TOB の公開買付代理人となる証券会社の法定帳簿の取扱い等について</p>
4. 主な内容	<p>1. 民法(債権法)及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響の確認・検討について</p> <p>事務局より、配付資料に基づき、民法(債権法)及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響の確認・検討についての説明が行われた。その後、大要次の通り意見交換が行われた。</p> <p>(主な意見等)</p> <p><民法改正関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正民法第548条の2では、例えば「当社が別に定める〇〇に該当した場合、契約を無効にする」といった文言を念頭に不当条項や不意打ち条項を規制していると考えている。一方で、民法第548条の3で表示義務が課される「所定の(方法、期日、手数料)」という記載は、前述の記載と類似しており、どこからが不当条項、不意打ち条項に当たるか基準があるのかを確認したい。 ⇒ 民法第548条の3の表示義務は、「当社が別に定める」として約款外に取決めを置く際に、「所定の」方法などが単なる書式を超えて、顧客の権利義務について定めている場合には当該取決めについても対象となると考えている。例えば、「所定の手数料」は該当し得ると考えられるが、金商業者の場合には、金商法の定めにより手数料テーブルを開示することとされているため、通常の実務の範囲であれば問題にはならないものと思料する。同法第548条の2については、例えばその「所定の手数料」が法外な手数料である場合等には該当し得るということだと考えられる。(事務局) ・ これまでは、約款の変更にあたり、顧客の従来の権利を制限する場合もしくは顧客に新たな義務を課すものであると考えられるときは、郵送により通知を行っていたが、非常にコストが大きかった。改正民法の施行後は、同法第548条の4により、不利益変更の場合でもインターネットの利用その他の適切な方法により通知を行えば郵送する必要はないという理解でよいか。 また、「効力発生時期が到来するまでに」(同条第3項)とは具体的にいつを指すのかを確認したい。 ⇒ 前段については、ご認識の通りと考える。(事務局) ⇒ 後段の「効力発生時期が到来するまでに」(民法第548条の4第3項)については、現時点では明確な基準は示されていないが、取引の実態や変更の内容によっては周知期間がある程度必要という意見もあり、変更内容によって個別に判断していかざるを得ないと考えている。(事務局)

<消費者契約法改正関係>

- 資料1の確認9(14頁)では、保護預り約款(参考様式)の改正案第2条に「【市場性のないもの等は】都合によりお預りしない」とある。しかし、保護預りを行わない条件を具体的に例示するのであれば、「都合により」という文言は不要なのではないか。

⇒ 消費者契約法第3条は、あくまでも疑義が生じないことが求められていると認識している。ご意見を参考に検討させていただきたい。(事務局)

- 現在、当社が作成する約款では、信用取引の利用の条件として成年後見人を選定していないことが含まれている。信用取引を利用している顧客が成年後見人を選任した場合であっても、契約を解除する条項として消費者契約法により無効になるのか。

⇒ 消費者契約法の議論の中では、一般論として、たとえ成年後見人がいるような顧客であったとしても、取引の意思表示があるのであれば、できる限り消費者の要望を叶えるべきと議論がされていた。しかし、信用取引及びデリバティブ取引には適合性の観点から、顧客の取引意向のみで取引を継続させることは適切とは限らない。そのため、資料1の確認10の右列(18頁)の最後の3行にもあるように、成年後見人を選定したことに加えて、例えば適合性などの状況に鑑みて判断する条項を加えることにより、消費者契約法の考えも充足するものと考えている。(事務局)

⇒ 必ずしも、成年後見人が選定されたことをもって契約を解除してはいけない、取引を続けなければならないという訳ではない。財産の保全という後見制度の主旨に鑑みれば、成年後見人は信用取引を行わないのが通常であり、過去には訴訟で証券会社の責任が問われた例もある。しかし、現在証券会社が約款で使用している条文のままでは、改正後の消費者契約法に該当する可能性が高い。そのため、今回事務局より提示させていただいた改正案は証券会社にも一工夫してほしいということが主旨であり、消費者契約法専門調査会の中でも何らかのアクションを行うのであれば、契約を解除することを妨げるものではないという報告がなされている。(事務局)

⇒ 顧客が持っている建玉を解消することは必要と理解している。

⇒ その件については消費者契約法専門調査会にて、本協会も参考人として強く意見を出した。建玉を保持しているだけで金利負担が発生することや、必ずしも信用取引に精通しているとは限らない成年後見人に決済タイミングを任せるのは適切ではないこと、期日・SQが到来して自動的に決済される前に建玉を解消しないことにもリスクがある旨も指摘を行った。

本協会から同専門委員会において強く主張したにもかかわらず、結果として条項変更はできなかったが、報告書ベースで文言を付けてもらった。しかし、実質的には従来と変わらないと思われるが、一工夫は必要である。(事務局)

⇒ 最終判断は各社で行うことになると考えているが、改正の趣旨を理解し、考えていただきたい。(事務局)

	<p>2. 自社株式対価 TOB の公開買付代理人となる証券会社の法定帳簿の取扱い等について</p> <p>事務局より、自社株式対価 TOB の公開買付代理人となる証券会社の法定帳簿の取扱い等についての説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
<p>6. 本件に関するお問い合わせ先</p>	<p>自主規制企画部（03-3667-8470）</p>